

## 第1回鹿児島地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成15年12月4日（金）午後1時30分～午後3時45分

### 2 場 所

鹿児島地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）佐藤武彦，田原秀子，たもつゆかり，豊重哲郎，永里明美，中村雅麿，  
野田健太郎，平田 豊，堀之内孝子，龍造寺秀仁

（庶務）堀ノ内考造事務局長，千住敏彦総務課長，永田良寛総務課課長補佐

（オブザーバー）中島文生民事首席書記官，山村秀之刑事首席書記官

### 4 議 事

- ・ 開会宣言（総務課長）
- ・ 鹿児島地方裁判所長あいさつ
- ・ 各委員の自己紹介
- ・ 委員長選出及び就任あいさつ（○：委員長，■A～I：委員）  
全委員の賛同により，委員長に鹿児島地方裁判所長が選出され，あいさつがあった。
- ・ 鹿児島地方裁判所委員会の議事手続について
  - ア 委員会の招集について  
委員会は委員長が招集する。
  - イ 議事の公開等について
    - ・ 委員会の議事概要を裁判所ホームページに掲載する。
    - ・ 委員会終了後，委員長が，報道機関に対し，議事内容に関するレクチャーを行う。
  - ウ 開催回数について

委員会は、年2回程度開催する。

エ 意見交換等（裁判所のイメージなどに関するフリートーキング）

■H 鹿児島地方裁判所のホームページについて、更新を速やかに行うとともに、内容（コンテンツ）を充実して欲しい。

（※ ■Gからも同様の意見が述べられた。）

■C 私の周囲では、破産の手続について、何処に行ってもどうしたらいいのか知らない人が多い。裁判所で教えてもらえるということであれば、その点の宣伝が不足していると思う。また、保護司等の研修会に対して、裁判所からの講師派遣が可能であると伺ったが、そういうことも全く知らなかった。他にも裁判所でやっていることがあれば、是非積極的にピーアールに努めていただきたい。

■H 裁判所は活動内容が見えにくい組織だと思う。何をやっているかということをもっと積極的にアピールすべきである。裁判所が身近なものだということを知ってもらい、市民の中に溶け込むことによって、敷居の高さが取り払われると思う。

■D この委員会のことが新聞に掲載されていたが、そういう機会を逃さず、その他の情報も併せて掲載してもらおう働きかけるような積極性を持ってもらいたい。

■G 裁判所は、広報に関しては基本的に待ちの姿勢であると思うが、もともと司法には取っつきにくいところがあり、新聞等に記事が出ていてもあまり関心をもたれないことが多いのも事実である。

■E 裁判所のホームページを見させていただいたが、下級裁判所に関しては以前は住所だけの掲載であったものが、裁判所へのアクセス方法や判例速報等が掲載されるようになっており、かなり充実してきたという印象を持った。なお、最高裁判所のホームページには全裁判官の顔写真がコメントとともに掲載されているが、下級裁判所のホームページでは所

長のみ掲載である。顔写真が掲載されることで、近寄りがたいイメージの裁判官に対して、親しみやすさが増すと思われるので、一考願いたい。

- G 裁判官の中には顔写真を公にされることに抵抗を覚える人もいると思われること、裁判で敗訴した人が裁判官に恨みを持っているケース等も考えられることから、方法論も含めて慎重に検討する必要がある。
- B これからの裁判所は、何かあった時の裁判所ではなく、何も無い時の裁判所という存在にならなくてはいけないと思う。裁判所は人権を守る砦であり、裁判所に駆け込みさえすれば何とかなるということ、裁判所から積極的に情報を発信していく必要がある。
- A 以前、知り合いから、倒産しそうなのだが何処に相談したらいいか教えてくれと言われたことがあったが、答えられなかった。やはり、裁判所は何をやっているのかを、私たちに分かりやすく周知することが急務である。
- D 何か会った際に、当初から裁判所に来られる方は、少なくとも裁判所に行けばそれなりの手続があることを知っている。問題なのは、全く知らない人への周知をどうすればいいかということである。
- C 裁判所は、市民がもっと気軽に利用できるよう努力するべきだと思う。今でも、裁判所構内に入っている人を見ると、あの人は何かやったんだという意識で見えてしまうところに問題がある。
- F 裁判所というところは、非常に控えめなところであり、情報発信にしても待ちの姿勢に終始しているように思われる。これから、国民の声を生かして、国民のための司法を実現するためには、ピーアールのための予算を確保することはもちろんのこと、あらゆる面で改革していく必要がある。

なお、近年、裁判所の受付窓口の充実ぶりには満足している。

■ I 裁判所は、国民の声に耳を傾けるとか、公開するという点で、決して十分ではないと感じている。これからの時代は、国民からの理解を得るために、いろいろな場面で積極的に説明責任を果たしていかなければならないし、説明する際には、相手方（国民）が分かるように説明しなければならない。裁判所の判決は一般の人が見ると理解できない言葉が羅列されており、これが司法を遠いものに行っていると良く言われる。これからはそれではいけないのだと思う。

■ D 裁判所は罪を裁くだけでなく、罪に至るまでの過程において、犯罪を犯さないように踏みとどまれるよう法律知識の普及ということに尽力する必要がある。

オ 次回の協議テーマについて

次回の協議テーマは、

「裁判所が国民にとってより身近な存在となるための方策について」

- ・ 裁判所からの広報活動はどうあるべきか。  
市町村を通じたの広報活動の在り方  
ホームページを用いた広報の在り方
- ・ 裁判所は学校教育にどのように関わるべきか。  
中高校生向けの模擬裁判，法廷傍聴，出張講義など
- ・ 裁判所は地域社会にどのように関わるべきか。  
各種団体からの法廷傍聴の申入れに対する対応など
- ・ その他

とする。

5 次回期日

次回期日は、平成16年6月7日（月）午後1時30分から同3時30分までとする。